GS1 Japan Scan　利用規約

2018 年 8 月 6 日　30 規約第 3 号　制定
2022 年 4 月 1 日　22 規約第 1 号　一部改訂
2023 年 8 月 15 日　23 規約第 3 号　改訂
2025 年 3 月 14 日　24 規約第 15 号　一部改訂

GS1 Japan Scan は、商品等に表示されたバーコードを読み取り、GS1 標準バーコードであるかどうかを確認できるモバイル端末用のアプリケーションです。本規約により、GS1 Japan Scan 利用のためのルールを定めます。

第 1 条（定義）

本規約において使用する用語の意義は、⇒に続いて記載するとおりです。

(1) 本規約⇒GS1 Japan Scan 利用規約および第 2 条により一般財団法人流通システム開発センター（以下、GS1 Japan）が定める利用ガイドライン・ヘルプ等

(2) GS1 標準バーコード⇒GS1 が標準化したバーコード。本アプリによる確認可能バーコードは、JAN シンボル、ITF シンボル、GS1-128 シンボル、GS1 データバー（標準型、標準二層型、拡張型、拡張多層型、限定型、カット型、二層型）、GS1 データバー限定型合成シンボル、GS1 データバー二層型合成シンボル、GS1 データマトリックス、データマトリックス（GS1 Digital Link URI 方式）、GS1 QR コードおよび QR コード（GS1 Digital Link URI 方式）である。

(3) 対象商品情報⇒独立行政法人医薬品医療機器総合機構（Pharmaceuticals and Medical Devices Agency　以下、PMDA）のウェブサイトに掲載されている「医療用医薬品、医療機器等の電子化された添付文書」およびその関連文書。株式会社薬事日報社および一般社団法人医器販協データベースセンターから GS1 Japan に提供された、医療用医薬品ならびに医療機器等に関する情報。本アプリでバーコードを読み取って表示させるもの

(4) 本アプリ⇒GS1 Japan が提供するモバイル端末用アプリケーション「GS1 Japan Scan」

(5) ユーザー⇒本規約に同意して本アプリを利用するユーザー

(6) 知的財産権等⇒特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利等の知的財産および人格権

第 2 条（本規約への同意）

1　ユーザーは、本アプリを利用する前に、本規約の全ての内容を確認し同意しなければなりません。

2　ユーザーが、本アプリをユーザーのモバイル端末にインストールし、本アプリを利用可能な状態としたときから、本規約が適用されます。

3　GS1 Japan は、ガイドライン等の本規約以外のその他の規定を、GS1 Japan のウェブサイトへの掲載その他 GS1 Japan 所定の方法により定める場合があります。

第 3 条（本アプリの利用）

1　ユーザーは、本アプリが提供されている期間、本規約にしたがって本アプリを利用することができます。ユーザーは本アプリをその本来の目的に従って利用しなければなりません。

2　本アプリの仕様は、GS1 Japan が定めます。GS1 Japan は、本アプリの仕様の改良、追加、削除等の変更を行うことがあります。また、GS1 Japan は、本アプリの運用を、第三者に委託することがあります。

3　利用環境（ハードウェア、ソフトウェア、インターネット接続回線、セキュリティの確保等、本アプリの利用に必要な環境）の整備はユーザーの責任です。

4　暴力団、暴力団員、反社会的勢力、その他これに準ずる者（反社会的勢力）は、本アプリを利用することができません。

5　App Store、Google Play 等のアプリストアの利用規約および運用方針の変更等に伴い、本アプリの一部または全部の利用が制限されることがあります。

6　本アプリのユーザーが未成年者のときは、その親権者の同意を必要とします。

第 4 条（本アプリの機能）

ユーザーは、本アプリをモバイル端末にインストールすることで、以下の機能を利用することができます。

(1)　読み取ったバーコードが GS1 標準バーコードであるかを確認する機能

(2)　端末に表示された GS1 標準バーコードが、厚生労働省の通知に基づく国内の医療用医薬品と医療機器等、GS1 Japan が発行する各種ガイドラインに基づく食品等、あるいは、GS1 Digital Link URI に用いるバーコードの種類と推奨データ項目に一致しているかを確認する機能

(3)　読み取った GS1 標準バーコードから、対象商品情報を表示する機能（但し、本機能は一部の商品にかぎる）

(4)　読み取った GS1 標準バーコードの情報をメールで送信する機能

第 5 条（対象商品情報の適格性非保証）

1　PMDA のウェブサイトに掲載されている対象商品情報、ならびに、株式会社薬事日報社および一般社団法人医器販協データベースセンターから GS1 Japan に提供された情報の信頼性について、GS1 Japan は保証しません。ユーザーは自己の責任で情報を利用してください。

2　対象商品情報の利用はユーザーの責任で行い、その情報の利用に関連して損害が発生しても、GS1 Japan は責任を負いません。

第 6 条（利用料金）

本アプリの利用は、無料です。ただし、データの取得・送信で発生する通信料その他費用は、ユーザーの負担となります。

第 7 条（禁止行為）

ユーザーによる、以下の各号に該当する行為を禁止します。

(1)　法令に違反する行為
(2)　犯罪に関連する行為
(3)　公序良俗に反する行為
(4)　GS1 Japan の知的財産権、プライバシー権、肖像権、名誉、信用その他の権利または利益を侵害する行為
(5)　本アプリの運営維持を妨げる行為、本アプリの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他本アプリの解析
(6)　本アプリのネットワークまたはシステム等に過度の負担をかける行為
(7)　本アプリのネットワークに不正にアクセスする行為
(8)　第三者になりすます行為
(9)　第三者に本アプリを利用させる行為
(10)　第三者の知的財産権、プライバシー権、肖像権、名誉、信用その他の権利または利益の侵害となる情報を、GS1 Japan に送信する行為
(11)　本アプリにより利用しうる情報を改ざん、流用または第三者に提供する行為
(12)　第 4 条に定める本アプリの機能により、第三者に不利益もしくは損害を与える行為、迷惑行為、またはそのおそれのある行為
(13)　反社会的勢力の維持、運営または経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流または関与をする行為
(14)　前各号の行為を直接もしくは間接に惹起しまたは容易にする行為
(15)　その他、GS1 Japan が不適切と判断する行為

第 8 条（利用停止等）

1　GS1 Japan は、ユーザーが以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、事前に通知することなく、本アプリの全部もしくは一部の利用の停止、終了をすることができます。なお、GS1 Japan は、上記判断に関する理由を開示しません。

(1)　本規約に違反した場合

(2)　GS1 Japan からの問い合わせに対して、7 日間以上応答がない場合

(3)　未成年者のユーザーの利用に、親権者の同意がなかった場合

(4)　ユーザーが反社会的勢力であることが判明した場合

(5)　GS1 Japan が本アプリの利用を適当でないと判断した場合

2　本アプリの利用が停止、終了された場合、ユーザーは、本アプリをインストールしたモバイル端末から、直ちにこれを削除しなければなりません。

3　ユーザーは、本アプリの利用を停止された場合、GS1 Japan に対して負っている債務について期限の利益を失い、直ちに GS1 Japan に対する全ての債務の履行をしなければなりません。

4　GS1 Japan は、本条に基づき GS1 Japan が行った行為によりユーザーに生じた損害について、責任を負いません。

第 9 条（本アプリの利用終了）

1　ユーザーは、本アプリをインストールしたモバイル端末から本アプリを削除し、いつでも本アプリの利用を終了することができます。

2　ユーザーは、本アプリの利用終了後も、GS1 Japan および第三者に対する本規約上の義務および債務を免れるものではありません。

第 10 条（非保証）

1　GS1 Japan は、本アプリについて、以下の事項を含め、一切の保証をしません。

(1)　本アプリの利用により利用環境に不具合や障害が生じないこと

(2)　本アプリが正確かつ完全であること

(3)　本アプリの動作または機能に係る不具合が修正されること

(4)　本アプリが永続的に稼働すること

(5)　本アプリがユーザーの特定の目的に適合し、有用であること

(6)　本アプリがユーザーに適用のある法令等および業界団体の内部規則等に適合すること

2　本アプリの利用またはその他の方法によるデータの取得は、ユーザーの責任

で行うものであり、この結果生じたユーザーのコンピュータシステムまたはその他の機器に対する損害またはデータの喪失について、GS1 Japan は責任を負いません。

3　本アプリが何らかの原因により利用できなかったことにより生じる損害について、GS1 Japan は責任を負いません。

第 11 条（本アプリの変更、中断、終了）

1　GS1 Japan は、システムの過負荷・システムの不具合・メンテナンス・偶発的事故・停電・通信障害・不正アクセス、天災地変により本アプリの継続的提供ができなくなったとき、または、事業上の理由、法令の制定改廃、その他の事由により、本アプリをいつでも変更、中断、終了することができ、これによってユーザーに生じた損害について、責任を負いません。

2　GS1 Japan は、前項の変更、中断、終了にあたっては、事前に予告するよう努めます。ただし、緊急の場合、技術的に困難な場合その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでありません。

第 12 条（権利帰属）

1　本アプリに関する知的財産権等は、GS1 Japan に帰属します。

2　対象商品情報に関する知的財産権等は、PMDA の情報については、対象商品情報を PMDA に登録している事業者、PMDA または厚生労働省に帰属します。株式会社薬事日報社および一般社団法人医器販協データベースセンターの情報については、それぞれ株式会社薬事日報社および一般社団法人医器販協データベースセンターに帰属します。

3　本アプリの利用は、本条第 1 項および前項の知的財産権等に関し、いかなる権利も許諾するものではありません。

第 13 条（紛争処理および損害賠償）

1　ユーザーは、本アプリの利用に関連して GS1 Japan に損害を与えた場合、GS1 Japan に対し、その損害を賠償しなければなりません。

2　GS1 Japan が、ユーザーによる本アプリの利用に関連して第三者からクレームを受けまたは第三者との間で紛争が生じた場合、ユーザーは、ユーザーの費用と責任において、そのクレームまたは紛争を処理し、進捗および結果を GS1 Japan に報告すると共に、GS1 Japan が支払いを余儀なくされた金額その他の損害を賠償しなければなりません。

3　GS1 Japan がユーザーに対して損害賠償義務を負う場合（本条記載の第三者との紛争を含む）、賠償すべき損害の範囲は、1000 円を上限とします。た

だし GS1 Japan に故意または重過失がある場合は除きます。

第 14 条（秘密保持）

ユーザーは、本アプリに関連して GS1 Japan がユーザーに対して秘密に扱うことを指定して開示した情報（本アプリに関連する技術情報を含む）を、開示目的以外に利用できず、また、第三者に開示することはできません。

第 15 条（個人情報の取扱い）

GS1 Japan は、個人情報を、GS1 Japan のウェブサイトに掲示した「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱います。

第 16 条（本規約の変更）

1　GS1 Japan は、本規約を変更することができます。

2　本規約の変更は、GS1 Japan のウェブサイトまたは本アプリ上に、変更の効力発生日とともに掲載する方法によって行います。

3　ユーザーが規約変更の掲示後に本アプリを利用したときは、変更後の規約に同意したものとみなされます。

4　ユーザーが本規約の変更を同意しない場合、ユーザーは、本アプリをインストールしたモバイル端末から、本アプリを直ちに削除して利用を終了することができます。GS1 Japan はユーザーの利用終了に対する補償は行いません。

第 17 条（連絡）

1　GS1 Japan からユーザーへの連絡は、本アプリを通じたモバイル端末への通知または GS1 Japan のウェブサイトへの掲載等、GS1 Japan が適当と判断する方法によって行います。連絡が、本アプリを通じた通知または GS1 Japan のウェブサイトへの掲載によって行われる場合は、通知・掲載時点でユーザーに到達したものとします。

2　ユーザーから GS1 Japan への連絡は、GS1 Japan 所定の問合せ窓口宛にお願いします。GS1 Japan は、問合せ窓口以外への問い合わせについては、対応することができません。

第 18 条（規約上の地位の譲渡等）

1　ユーザーは、GS1 Japan の事前の書面による承諾なく、本規約上の地位または本アプリに基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

2　GS1 Japan は、本アプリに係る事業を第三者に譲渡（法人分割その他事業が移転するあらゆる場合を含む。）した場合には、本アプリに基づく権利義務および登録事項、送信情報、個人情報、その他の情報を事業譲渡の譲受人に譲渡することができ、ユーザーは、譲渡にあらかじめ同意します。

第 19 条（準拠法・裁判管轄）

1　本規約の準拠法は、日本法とします。

2　本規約および本アプリに関連してユーザーと GS1 Japan の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。